

海老名市農業委員会 〒243-0492 海老名市勝瀬 175 番地の 1 電話 046(235)4907 メールアドレス nogyoiinkai@city.ebina.kanagawa.jp



令和元年に行った農地パトロールの様子

農地の適正な管理にご協力を  
農地パトロールを実施しています

**主な内容**

- 農業者紹介・・・・・・・・・・・・・ 2 頁
- 農地の賃借料情報など・・・・・・・・・・ 3 頁
- 農業者年金について・・・・・・・・・・・・・ 4 頁

農地の所有者は、その農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならぬことが、農地法で定められています。農地を荒らしてしまうと、雑草等が繁殖して種子が飛散したり、病害虫が発生するなど、周囲へ悪影響を与えてしまうばかりか、不法投棄や火災の原因にもなりかねません。

このため、市農業委員会は毎年農地の利用状況調査を実施するとともに、随時農地パトロールを行い、遊休農地の発生防止・解消に取り組んでいます。農地の利用状況調査時に遊休農地と把握した土地については、個別に対応を行い、状況が改善されない場合には、地権者に対し利用に関

公益社団法人  
**海老名市シルバー人材センター**  
住所 杉久保 2-3-4(海老名市立高齢者生きがい会館内)  
☎046-237-3001

する意向を確認します。その結果に応じて貸し借りの結び付けを行うなど、遊休農地の解消に向けた活動を行っています。

今後も、優良な農地を確保・維持するよう、地権者の方には農地の適正な管理をお願いいたします。

また、事情によりご自身で管理が困難な場合は、海老名市シルバー人材センターに草刈りを依頼することもできます。連絡先は左記のとおりです。





# 農業者紹介



今回、ご紹介させていただく方は、市内本郷にお住まいの濱田俊広さんです。

我が家は、市内本郷の居合という地区にあります。祖父母世代は水稲・畑作の農家、父母世代は会社勤めの傍らの兼業農家でした。父の定年退職後よりコマツの周年栽培を軸に年間30品目の露地野菜を作って直売所へ毎日出荷していました。



ナスのほ場と3年かけて自分で建てたハウス

お伺いしたときはハウスで作業をされてきました。就労当時のご苦労や少人数ならではの効率的な農作業の課題と向き合っていたらいいと思います。お忙しい中、収穫の喜びや直売所でのお客様の反応などのお話を真剣に語っていただきました。

として充実した日々を過ごしていました。そんな私が「農業をやりたい」という思いに至ったのは、休日を利



今年は収穫できました！

直売所への出荷は、袋詰めなどの準備・お店への出荷や回収がとても大変ですが、お客様の反応が直接聞けるのでやりがいを感じます。自分が食べて美味しいと思える品目・品種の選定や、旬の時期に作ることを心がけていますが、お客様から「美味しいね」「いつもうちの子供が好きで買っているよ」などと声を掛けられると、野菜を通して自分の思いが伝わったと嬉しく感じています。些細なことですが、この一言で苦労が全て報われたような気持ちになり、誇りを持って継続

していく活力になっています。現状、部会などに所属していない私にとって、唯一所属している青壮年部は、市内の農業後継者と交流できる貴重な場となっています。忙しく出席が出来ないことも多いのですが、農業へ真剣に取り組む仲間姿勢・経営の相談・地域社会と関わる大切さ・圃場見学・接木技術をご教授頂くなど、大変お世話になっており感謝しています。今後健康に留意し、より良い自分の農業経営が実現出来るよう日々精進していきたいと思えます。

**全国農業新聞**

経営・暮らしに役立つ情報がいっぱい！の農業専門紙です。

発行日 毎週金曜日

B3版 8〜10ページ

購読料 月700円(送料・税込み)

申込みは地元の地区担当委員 または農業委員会事務局まで

## お知らせ

### 令和元年度神奈川県農業会議農政活動協力金について(お礼)

昨年末に各生産組合長を通じて募金をお願いしました。各農家の皆様のご協力に深くお礼申し上げます。

#### 募金総額

709戸 425,400円

ご協力いただいた農政活動協力金は、神奈川県農業会議において生産物品評会・共進会の奨励等、農業者のための幅広い活動に使われます。

### 全国農業新聞の購読をお願いします



就農時から挑戦中のイチゴ

用しての農作業で会社員生活では得られない充実感を得たこと・第一子が生まれ食は命の源だと痛感したこと・父の持病が悪化したこと・先祖代々からの農地を守つていきたいなど、いくつかの転機となる出来事や思いからでした。

また農薬散布の労力を極力減らすために、可能な限り自然の摂理を生かす工夫をしています。例えば、ナスのアザミウマ害を減らすため天敵が集まるオクラを周囲に混植したり、アブラムシ対策には、ソルゴー障壁とバジルの混植をしています。この様な工夫で労力の低減のみならず、より安心感が得られる野菜作りに励んでいます。

## 農政課からのお知らせ

235-4844

農政課では、農機具貸出事業を実施しています。貸出用農機具は、トラクター、田植機、水稲用コンバイン各3台です。貸出期間は、使用する時間に応じて半日単位となり、料金は3500円/半日となります。車両の配送サービスも1000円/回(お届け・引き取り)で行っておりますのでぜひご利用ください。利用したい日の5開庁日前までに農政課へお電話ください。



農政課では、アライグマ・ハクビシンを対象に、委託業者による駆除を実施していますのでお困りの方はご相談ください。



## 市長へ意見・要望を提出しました



農業委員会では、農家の意見を市政に反映させるため、毎夏、市長へ意見として要望を行っています。

## 農業者年金に加入しませんか？

- ① 農業者なら広く加入できます！
- ② 積立方式で少子高齢時代でも安心！
- ③ 農業の担い手には保険料の国庫補助あり！
- ④ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しが可能！
- ⑤ 社会保険料控除など税制面での優遇措置あり！
- ⑥ 80歳までの保証がある終身年金！

## 海老名市の農地の賃借料の平均は？

平成31年1月から令和元年12月までに締結(公告)された賃借における賃借料水準(10アール当たり)は以下のとおりです。

### 海老名市農地賃借料情報

#### 1. 田(水稲)の部

平均額	最高額	最低額	データ数
6,600円	10,100円	4,800円	31件(67筆)

#### 2. 畑(普通畑)の部

平均額	最高額	最低額	データ数
10,800円	13,700円	9,700円	7件(7筆)

※賃借料を現物払い(水稲)している場合は、玄米60kg当たり11,900円に換算しています。  
※金額は、算出結果の百円未満を四捨五入し、100円単位としています。  
※水田または普通畑として賃借権を設定し、公告された田34件、畑7件の10アール当たり賃借料のそれぞれを算出し、この平均値から特別な事情のもとで賃借されたと推測される(平均値のプラス・マイナス70%の範囲を超えるもの)田3件を除いた田31件(67筆)、畑7件(7筆)の賃借料より算出しています。



# 豊かな老後に備えて

# 農 業 者 年 金

に加入しましょう！

## 1 政策支援を受けるとこんなにお得！

20歳から40年間単純に積み立てた場合

$$2\text{万円} \times 12\text{ヶ月} \times 40\text{年間} = 960\text{万円}$$

20歳

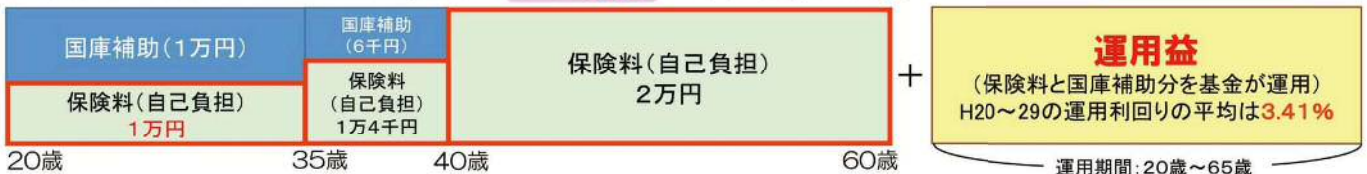
60歳



以下の要件を満たせば、毎月の積立2万円が**1万円**の自己負担で済みます！

**216万円も  
お得！**

国庫補助があるため960万円の積立が **744万円** の自己負担で実現



### 支援要件と月額保険料

※支援期間は通算で最長20年間(うち35歳以上の期間は最長10年間)

39歳までに加入し、農業所得が900万円以下で、以下のいずれかに該当する方は、通常2万円の保険料のところ、実際支払う保険料は、それぞれ以下のとおりとなります。

- (1) 認定農業者で青色申告している者
  - (2) 認定就農者で青色申告している者
  - (3) (1)又は(2)の者と家族経営協定を結んで経営参画している配偶者・後継者
  - (4) 認定農業者又は青色申告者で3年以内に(1)になることを約束した者 → 1万4千円(35歳未満)、1万6千円(35歳以上)
  - (5) 35歳まで(25歳未満は10年以内)に(1)になることを約束した後継者 → 1万4千円(35歳未満)
- } 1万円(35歳未満)、1万4千円(35歳以上)

## 2 政策支援を受けない場合でも、納付された保険料は、農業者年金基金が安全性と一定の利回りの確保を目指して運用します。

※H20~29の運用利回りの平均は3.41%です。ただし、これは過去のものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。運用結果により、年金原資が保険料納付総額(元本)を下回る可能性もあります。

## 3 年間60日以上農業に従事し、60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金の保険料納付免除者は除く)であれば、誰でも加入できます。

## 4 保険料は月額2万円~6万7千円の間で自由に決めることができます。

## 5 税制面で大きな優遇措置があります。※世帯員全員の保険料が社会保険料控除の対象となります。

農業者年金のご相談については、お近くの農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】独立行政法人農業者年金基金 専門相談員 (TEL:03-3502-3199)